令和6年度 清掃センター

各種制御盤インバータ交換修繕

仕 様 書

1 適用

本仕様書は、老朽化した各種制御盤のインバータを交換修繕することで、施設の 安定した維持管理を図るものに適用する。

- 3 修繕箇所 秋田県湯沢市関口字川前35番地1
- 4 修繕期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで ただし、契約締結後に期間内の修繕部材納入が困難となった場合 は、別途協議する。
- 5 修繕内容 設計書による。

6 作業員

受注者は、作業の監督、指導及び事務連絡のため主任者を置くこと。また、修繕 内容に定めた事項を、安全に遅滞なく作業遂行できる作業人員を確保すること。

7 作業工程

受注者は、現場を十分調査のうえ、作業工程を作成し、発注者の承認を受けること。作業工程に変更を生じた場合も、同様とする。

8 作業安全対策

受注者は、次の事項を遵守し、安全対策を確実に実施しなければならない。

(1)作業方法

作業主任者は、作業開始前・終了の報告を発注者に報告すること。

(2)安全衛生管理

作業員は、必要な保護具を装備し、また高所作業を伴う場合は特に作業の安全 性、各種保安装置等に十分留意し、事故防止に努めること。

(3)労務災害の防止

作業中の事故防止対策を十分行い、また作業者への安全教育を徹底し、労務災害の発生のないように努めること。

(4)現場管理

資材置場、資材搬入口、仮設事務所等については、発注者と十分協議し実施すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(5)復旧

ほかの設備、既存物件の損傷、搬入通路、借地等に関しては、原形復旧とすること。

9 部材

交換する部材は、新品を使用すること。

10 検査及び試験

受注者は、修繕に使用する主要機器、材料の検査及び試験は、次のとおり行う。

(1)立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、発注者の立会で行うものとする。

(2)検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ発注者の承認を得た検査要領書に基づいて行うこと。

11 提出書類等

受注者は、本仕様書に基づき修繕を行うに当たり、次の書類を提出すること。(報告書・点検写真、完了届については、完了後。)

- (1)着手届
- (2)工程表
- (3)現場代理人及び主任技術者選任届
- (4)報告書・点検写真
- (5)完了届
- (6)発注者が提出を求めた書類

12 その他

受注者は、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議して定めるものとする。